

事 務 連 絡
令和3年1月8日発出
令和3年1月13日改訂
令和3年2月3日改訂
令和3年3月1日改訂

別記団体 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を受けた、感染拡大の防止、事業の継続等について（依頼）

2月26日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され（、1月7日、同月13日及び2月2日に同本部において変更された）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針が変更されるとともに、同本部の本部長である内閣総理大臣より、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府4県について、2月28日までで緊急事態宣言が解除されることとなりました。残された埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のみ（以下「特定都道府県」という。）については、引き続き、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である3月7日に向けて、感染防止策の更なる徹底を図っていくこととされています。（別添1）

ただし、緊急事態宣言が解除された地域においても、対策の緩和は段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされています。

改正された同方針では、国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要であるとの考え方が示されています。（別添1別紙2）

（1）感染者数抑制

感染者数抑制については、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件（三つの密）を避けること等を具体策として指摘しています。

(2) 社会機能の維持

社会機能の維持については、特定都道府県が、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者¹に対し、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業特性を踏まえ、業務の継続を要請することが引き続き明記されています（別添1別紙2中、三.(6)4)④）。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条に基づく業務計画を作成している指定公共機関におかれましては、引き続き、同計画に従い、事業継続が可能な体制の整備及びその他の必要な準備を進めて頂きますようお願いいたします。

加えて同方針では、政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するために、相談窓口の設置等に努めることも引き続き明記されています（別添1別紙2中、三.(3)12)③）。

(3) テレワーク等の推奨

特定都道府県における職場への出勤等に関するまん延防止対策が規定（別添1別紙2中、三.(3)4)①）され、この中では、

① 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること

② 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
とされております。

また、特定都道府県及び緊急事態措置区域から除外された区域（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）等における出勤者数7割削減を目指したテレワーク等の推進については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、「テレワーク等の推進について」（別添2）が発出されていることから、内容をご確認願います。

(4) イベント等の開催

イベント等の開催については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（別添3）が発出されていることから、内容をご確認頂

¹ 別添1別紙2の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の4.②「社会の安定の維持」において、物流・運送サービスとしての海運を明記。

き、適切にご対応頂きますようお願い致します。

貴団体等におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力頂いているところですが、別添を含む本内容について、傘下事業者等に周知頂き、引き続き感染防止に万全を期すとともに、事業継続が可能な体制の整備等に適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

電話：03-5253-8616(直通)

国土交通省海事局安全政策課

野間 noma-t59pb@mlit.go.jp

伊藤 itoh-y2ug@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シッpsエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本舶用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会

一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会
公益社団法人 日本モーターボート選手会
一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 日本財団
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会
公益社団法人 日本海員掖済会
一般財団法人 日本船員厚生協会
公益財団法人 日本船員雇用促進センター
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団
一般財団法人 全日本海員福祉センター
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会
一般社団法人 外航船員医療事業団
船員災害防止協会
一般社団法人 日本海事代理士会